特別養護老人ホーム一重の里　利用料金表

予防短期入所生活介護（ユニット型個室）　　**令和6年4月～**

【利用料金表】負担割合1割の場合

介護度	1日あたりの利用料（参考）		自己負担額	併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）	サービス提供体制強化Ⅱ	機能訓練体制加算		合計単位数
要支援1	648円	食費 1,445円	4,833円	529単位	18単位	12単位		559単位
要支援2	796円	居住費 2,740円	4,981円	656単位				686単位

※1　自己負担額＝介護給付費の合計額（介護職員処遇改善加算等を含む）－保険給付額＋食費・居住費	1単位の単価	介護給付費の合計	保険給付額	自己負担額	食費・居住費	合計金額
注：介護職員処遇改善加算(8.3%)・介護職員等特別処遇改善加算（2.3%）・介護職員等ベースアップ等支援加算(1.6%)とは、介護職員の賃金の改善に要する費用を加算として算定するものです。 加算額＝1ヵ月の総単位数（介護福祉施設サービス費＋各種加算）にそれぞれ乗じた単位（小数点四捨五入）	10.33円	6,476円	5,828円	648円	食費/1日 1,445円	4,833円
		7,954円	7,158円	796円	居住費/1日 2,740円	4,981円

その他算定することができる費用(1日当たり)		単価	介護給付費	保険給付額	自己負担額
予防短期入所生活介護送迎加算	184単位	10.33円	1,900円	1,710円	190円
その他算定することができる費用(1食当たり)		単価	介護給付費	保険給付額	自己負担額
予防短期入所生活療養食加算	8単位	10.33円	82円	73円	9円

《施設利用に関する費用》

介護給付費の1割（自己負担額）　＋　食費　＋　居住費　＋　その他加算費用　＝　施設利用料

※日常費（理美容代、お小遣いなど）は実費で必要になります。

※1日あたりの利用料(自己負担額)は参考数値です。実際の利用料金は、利用日数の合計単位数に1単位あたりの単価を乗じた後に算出しますので、1円単位の端数を処理する関係上誤差が生じます。

※居住費・食費については、介護保険負担限度額認定証の提示により、第1段階～第3段階②の各負担限度額までのご負担となります。

※その他の加算が追加される場合がございます。

特別養護老人ホーム一重の里　利用料金表

予防短期入所生活介護（ユニット型個室）　　**令和6年4月～**

【利用料金表】負担割合2割の場合

介護度	1日あたりの利用料（参考）		自己負担額	併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）	サービス提供体制強化Ⅱ	機能訓練体制加算		合計単位数
要支援1	1,296円	食費 1,445円	5,481円	529単位	18単位	12単位		559単位
要支援2	1,591円	居住費 2,740円	5,776円	656単位				686単位

※1　自己負担額＝介護給付費の合計額（介護職員処遇改善加算等を含む）－保険給付額＋食費・居住費	1単位の単価	介護給付費の合計	保険給付額	自己負担額	食費・居住費	合計金額
注：介護職員処遇改善加算(8.3%)・介護職員等特別処遇改善加算（2.3%）・介護職員等ベースアップ等支援加算(1.6%)とは、介護職員の賃金の改善に要する費用を加算として算定するものです。 加算額＝1ヵ月の総単位数（介護福祉施設サービス費＋各種加算）にそれぞれ乗じた単位（小数点四捨五入）	10.33円	6,476円	5,180円	1,296円	食費/1日 1,445円	5,481円
		7,954円	6,363円	1,591円	居住費/1日 2,740円	5,776円

その他算定することができる費用(1日当たり)		単価	介護給付費	保険給付額	自己負担額
予防短期入所生活介護送迎加算	184単位	10.33円	1,900円	1,520円	380円
その他算定することができる費用(1食当たり)		単価	介護給付費	保険給付額	自己負担額
予防短期入所生活療養食加算	8単位	10.33円	82円	65円	17円

【利用料金表】負担割合3割の場合

介護度	1日あたりの利用料（参考）		自己負担額	併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）	サービス提供体制強化Ⅱ	機能訓練体制加算		合計単位数
要支援1	1,943円	食費 1,445円	6,128円	529単位	18単位	12単位		559単位
要支援2	2,387円	居住費 2,740円	6,572円	656単位				686単位

※1　自己負担額＝介護給付費の合計額（介護職員処遇改善加算等を含む）－保険給付額＋食費・居住費	1単位の単価	介護給付費の合計	保険給付額	自己負担額	食費・居住費	合計金額
注：介護職員処遇改善加算(8.3%)・介護職員等特別処遇改善加算（2.3%）・介護職員等ベースアップ等支援加算(1.6%)とは、介護職員の賃金の改善に要する費用を加算として算定するものです。 加算額＝1ヵ月の総単位数（介護福祉施設サービス費＋各種加算）にそれぞれ乗じた単位（小数点四捨五入）	10.33円	6,476円	4,533円	1,943円	食費/1日 1,445円	6,128円
		7,954円	5,567円	2,387円	居住費/1日 2,740円	6,572円

その他算定することができる費用(1日当たり)		単価	介護給付費	保険給付額	自己負担額
予防短期入所生活介護送迎加算	184単位	10.33円	1,900円	1,330円	570円
その他算定することができる費用(1食当たり)		単価	介護給付費	保険給付額	自己負担額
予防短期入所生活療養食加算	8単位	10.33円	82円	57円	25円

《施設利用に関する費用》

介護給付費の2割または3割（自己負担額）　＋　食費　＋　居住費　＋　その他加算費用　＝　施設利用料（月額）

※1日あたりの利用料(自己負担額)は参考数値です。実際の利用料金は、利用日数の合計単位数に1単位あたりの単価を乗じた後に算出しますので、1円単位の端数を処理する関係上誤差が生じます。

※その他の加算が追加される場合がございます。

※日常費(理美容代、医療費、薬代、お小遣いなど)は実費で必要になります。

※居住費とは、居室の室料と建物の維持管理費及び通常利用の場合の光熱費を含み、ご利用者にご負担いただく費用です。

令和6年4月1日改定

特定入所者介護サービス費（食費・居住費の減額）について

◆特定入所者介護サービス費の適用を受けるためにはお住まいの区の区役所への申請が必要です。
（認定を受けると**「介護保険負担限度額認定証」**が交付されます。）

◆この制度の対象となる方
（1）次の①・②のいずれにも該当する方

①世帯全員及び配偶者が市町村民税非課税
※被保険者本人と世帯が分かれている配偶者の所得も判定の対象となります。
配偶者が別世帯でも、市町村民税が課税されている場合は対象となりません。

②預貯金等（現金や有価証券を含む）の額が以下の場合

年金収入等（※1※2）	預貯金等の額
80万円以下	単身650万円、夫婦1650万円
80万円超120万円以下	単身550万円、夫婦1550万円
120万円超	単身500万円、夫婦1500万円

（2）生活保護を受けている方
（3）老年福祉年金を受給している方で、世帯全員及び配偶者が市町村民税非課税の方

◆介護老人福祉施設（ユニット型居室）食費・居住費
【利用者負担段階別一覧】

利用者負担段階	食事（日額） 負担限度額（円）	居住費（日額） 負担限度額（円）	
第1段階	300	820	・生活保護受給者 ・配偶者と世帯全員が市区町村民税が課税されていない方で老齢福祉年金受給者
第2段階	600	820	・配偶者と世帯全員が市区町村民税を課税されていない方で「合計所得金額※1」と「課税・非課税年金※2収入額」の合計が年間80万円以下の方
第3段階①	1,000	1,310	・配偶者と世帯全員が市区町村民税を課税されていない方で「合計所得金額※1」と「課税・非課税年金※2収入額」の合計が年間80万円を超え、120万円以下の方。
第3段階②	1,300	1,310	・配偶者と世帯全員が市区町村民税を課税されていない方で「合計所得金額※1」と「課税・非課税年金※2収入額」の合計が年間120万円を超える方。
第4段階	施設と利用者との契約によって決められます。		・上記以外の方（配偶者または同じ世帯の中に市町村民税を課税されている方がいる方）

※1　合計所得金額・・「事業」「給与」「課税年金」「株式の配当」などの収入金額からそれらの必要経費（給与の場合は給与所得控除額、公的年金の場合は公的年金等控除額等）を差し引いた金額と、土地建物等や株式の譲渡に係る分
※2　非課税年金＝遺族年金・障害年金の収入

《施設利用に関する費用》
介護給付費の1割（自己負担額）　＋食費　＋居住費　＋その他加算費用　＝施設利用料

	要支援1	要支援2
第1段階	個人により異なります	
第2段階	2,068円	2,216円
第3段階①	2,958円	3,106円
第3段階②	3,258円	3,406円
第4段階	4,833円	4,981円

※日常費（理美容代、お小遣いなど）は実費で必要になります。
※居住費とは、居室の室料と建物の維持管理費及び通常利用の場合の光熱費を含み、ご利用者にご負担いただく費用です。

令和6年4月1日改定

特別養護老人ホーム一重の里　利用料金表

短期入所生活介護（ユニット型個室）　　**令和6年4月～**

【利用料金表】利用者負担割合1割の場合

介護度	1日あたりの利用料（参考）		自己負担額	併設型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ）	サービス提供体制強化Ⅱ	夜勤職員配置加算	機能訓練体制加算	合計単位数
要介護1	871円	食費 1,445円 居住費 2,740円	5,056円	704単位	１８単位	１８単位	１２単位	752単位
要介護2	951円		5,136円	772単位				820単位
要介護3	1,038円		5,223円	847単位				895単位
要介護4	1,119円		5,304円	918単位				966単位
要介護5	1,201円		5,386円	987単位				1035単位

※1　自己負担額＝介護給付費の合計額（介護職員処遇改善加算等を含む）－保険給付額＋食費・居住費	1単位の単価	介護給付費の合計	保険給付額	自己負担額	食費・居住費	合計金額
注：介護職員処遇改善加算（8.3%）・介護職員等特別処遇改善加算（2.3%）・介護職員等ベースアップ等支援加算(1.6%)とは、介護職員の賃金の改善に要する費用を加算として算定するものです。 加算額＝1ヵ月の総単位数（介護福祉施設サービス費＋各種加算）にをそれぞれ乗じた単位（小数点四捨五入）	10.33円	8,708円	7,837円	871円	食費/1日 1,445円 居住費/1日 2,740円	5,056円
		9,503円	8,552円	951円		5,136円
		10,371円	9,333円	1,038円		5,223円
		11,187円	10,068円	1,119円		5,304円
		12,003円	10,802円	1,201円		5,386円

その他算定することができる費用(1日当たり)		単価	介護給付費	保険給付額	自己負担額
短期入所生活介護送迎加算	184単位	10.33円	1,900円	1,710円	190円
その他算定することができる費用(1食当たり)		単価	介護給付費	保険給付額	自己負担額
短期入所生活療養食加算	8単位	10.33円	82円	73円	9円

《施設利用に関する費用》

介護給付費の1割（自己負担額）　＋　食費　＋　居住費　＋　その他加算費用　＝　施設利用料

※日常費（理美容代、お小遣いなど）は実費で必要になります。

※1日あたりの利用料(自己負担額)は参考数値です。実際の利用料金は、利用日数の合計単位数に1単位あたりの単価を乗じた後に算出しますので、1円単位の端数を処理する関係上誤差が生じます。

※居住費・食費については、介護保険負担限度額認定証の提示により、第1段階～第3段階②の各負担限度額までのご負担となります。

※その他の加算が追加される場合がございます。

特別養護老人ホーム一重の里　利用料金表

短期入所生活介護（ユニット型個室）　　**令和6年4月～**

【利用料金表】利用者負担割合2割の場合

介護度	1日あたりの利用料（参考）		自己負担額	併設型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ）	サービス提供体制強化Ⅱ	夜勤職員配置加算	機能訓練体制加算	合計単位数
要介護1	1,742円	食費 1,445円 居住費 2,740円	5,927円	704単位	18単位	18単位	12単位	752単位
要介護2	1,901円		6,086円	772単位				820単位
要介護3	2,075円		6,260円	847単位				895単位
要介護4	2,238円		6,423円	918単位				966単位
要介護5	2,401円		6,586円	987単位				1035単位

※1　自己負担額＝介護給付費の合計額（介護職員処遇改善加算を含む）－保険給付額＋食費・居住費	1単位の単価	介護給付費の合計	保険給付額	自己負担額	食費・居住費	合計金額
注：介護職員処遇改善加算（8.3%）・介護職員等特別処遇改善加算（2.3%）・介護職員等ベースアップ等支援加算(1.6%)とは、介護職員の賃金の改善に要する費用を加算として算定するものです。 加算額＝1ヵ月の総単位数（介護福祉施設サービス費＋各種加算）にをそれぞれ乗じた単位（小数点四捨五入）	10.33円	8,708円	6,966円	1,742円	食費/1日 1,445円 居住費/1日 2,740円	5,927円
		9,503円	7,602円	1,901円		6,086円
		10,371円	8,296円	2,075円		6,260円
		11,187円	8,949円	2,238円		6,423円
		12,003円	9,602円	2,401円		6,586円

その他算定することができる費用(1日当たり)		単価	介護給付費	保険給付額	自己負担額
短期入所生活介護送迎加算	184単位	10.33円	1,900円	1,520円	380円
その他算定することができる費用(1食当たり)		単価	介護給付費	保険給付額	自己負担額
短期入所生活療養食加算	8単位	10.33円	82円	65円	17円

【利用料金表】利用者負担割合3割の場合

介護度	1日あたりの利用料（参考）		自己負担額	併設型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ）	サービス提供体制強化Ⅱ	夜勤職員配置加算	機能訓練体制加算	合計単位数
要介護1	2,613円	食費 1,445円 居住費 2,740円	6,798円	704単位	18単位	18単位	12単位	752単位
要介護2	2,851円		7,036円	772単位				820単位
要介護3	3,112円		7,297円	847単位				895単位
要介護4	3,357円		7,542円	918単位				966単位
要介護5	3,601円		7,786円	987単位				1035単位

※1　自己負担額＝介護給付費の合計額（介護職員処遇改善加算を含む）－保険給付額＋食費・居住費	1単位の単価	介護給付費の合計	保険給付額	自己負担額	食費・居住費	合計金額
注：介護職員処遇改善加算（8.3%）・介護職員等特別処遇改善加算（2.3%）・介護職員等ベースアップ等支援加算(1.6%)とは、介護職員の賃金の改善に要する費用を加算として算定するものです。 加算額＝1ヵ月の総単位数（介護福祉施設サービス費＋各種加算）にをそれぞれ乗じた単位（小数点四捨五入）	10.33円	8,708円	6,095円	2,613円	食費/1日 1,445円 居住費/1日 2,740円	6,798円
		9,503円	6,652円	2,851円		7,036円
		10,371円	7,259円	3,112円		7,297円
		11,187円	7,830円	3,357円		7,542円
		12,003円	8,402円	3,601円		7,786円

その他算定することができる費用(1日当たり)		単価	介護給付費	保険給付額	自己負担額
短期入所生活介護送迎加算	184単位	10.33円	1,900円	1,330円	570円
その他算定することができる費用(1食当たり)		単価	介護給付費	保険給付額	自己負担額
短期入所生活療養食加算	8単位	10.33円	82円	57円	25円

《施設利用に関する費用》

介護給付費の2割または3割（自己負担額）　＋　食費　＋　居住費　＋　その他加算費用　＝　施設利用料

※日常費(理美容代、医療費、薬代、お小遣いなど)は実費で必要になります。

※居住費とは、居室の室料と建物の維持管理費及び通常利用の場合の光熱費を含み、ご利用者にご負担いただく費用です。

※1日あたりの利用料(自己負担額)は参考数値です。実際の利用料金は、利用日数の合計単位数に1単位あたりの単価を乗じた後に算出しますので、1円単位の端数を処理する関係上誤差が生じます。

※その他の加算が追加される場合がございます。

令和6年4月1日改定

特定入所者介護サービス費（食費・居住費の減額）について

◆特定入所者介護サービス費の適用を受けるためにはお住まいの区の区役所への申請が必要です。
（認定を受けると**「介護保険負担限度額認定証」**が交付されます。）

◆この制度の対象となる方
（1）次の①・②のいずれにも該当する方

①世帯全員及び配偶者が市町村民税非課税
※被保険者本人と世帯が分かれている配偶者の所得も判定の対象となります。
配偶者が別世帯でも、市町村民税が課税されている場合は対象となりません。

②預貯金等（現金や有価証券を含む）の額が以下の場合

年金収入等（※1※2）	預貯金等の額
80万円以下	単身650万円、夫婦1650万円
80万円超120万円以下	単身550万円、夫婦1550万円
120万円超	単身500万円、夫婦1500万円

（2）生活保護を受けている方
（3）老年福祉年金を受給している方で、世帯全員及び配偶者が市町村民税非課税の方

◆介護老人福祉施設（ユニット型居室）食費・居住費
【利用者負担段階別一覧】

利用者負担段階	食事（日額） 負担限度額（円）	居住費（日額） 負担限度額（円）	
第1段階	300	820	・生活保護受給者 ・配偶者と世帯全員が市区町村民税が課税されていない方で老齢福祉年金受給者
第2段階	600	820	・配偶者と世帯全員が市区町村民税を課税されていない方で「合計所得金額※1」と「課税・非課税年金※2収入額」の合計が年間80万円以下の方
第3段階①	1,000	1,310	・配偶者と世帯全員が市区町村民税を課税されていない方で「合計所得金額※1」と「課税・非課税年金※2収入額」の合計が年間80万円を超え、120万円以下の方。
第3段階②	1,300	1,310	・配偶者と世帯全員が市区町村民税を課税されていない方で「合計所得金額※1」と「課税・非課税年金※2収入額」の合計が年間120万円を超える方。
第4段階	施設と利用者との契約によって決められます。		・上記以外の方（配偶者または同じ世帯の中に市町村民税を課税されている方がいる方）

※1　合計所得金額・・「事業」「給与」「課税年金」「株式の配当」などの収入金額からそれらの必要経費（給与の場合は給与所得控除額、公的年金の場合は公的年金等控除額等）を差し引いた金額と、土地建物等や株式の譲渡
※2　非課税年金＝遺族年金・障害年金の収入

《施設利用に関する費用》
介護給付費の1割（自己負担額）　＋食費　＋居住費　＋その他加算費用　＝施設利用料

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	個人により異なります				
第2段階	2,291円	2,371円	2,458円	2,539円	2,621円
第3段階①	3,181円	3,261円	3,348円	3,429円	3,511円
第3段階②	3,481円	3,561円	3,648円	3,729円	3,811円
第4段階	5,056円	5,136円	5,223円	5,304円	5,386円

※日常費（理美容代、お小遣いなど）は実費で必要になります。
※居住費とは、居室の室料と建物の維持管理費及び通常利用の場合の光熱費を含み、ご利用者にご負担いただく費用です。

令和6年4月1日改定